

議案第 4 7 号

前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年前橋市条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 7 7 条」を「第 2 7 7 条—第 2 7 9 条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 3 0 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 3 2 条に次の 1 項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 3 2 条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期

の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条後段中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条前段中「第32条」を「第32条の2」に改め、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に、「第33条」を「第33条第2項」に改める。

第63条前段中「第32条」を「第32条の2」に、「第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に改め、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に、「第20条」を「第20条第1項」に、「第33条」を「第33条第2項」に改める。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第89条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第95条第2項各号列記以外の部分中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介

護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第115条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39

条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、同条後段中「第34条に」を「第34条第1項に」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第108条第3項」を「、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第135条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第20条」を「第20条第1項」に改め、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第146条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第148条第1項第1号から第5号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

第148条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときには、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第151条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第171条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)ただし書を削る。

第178条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第34条第1項に改め、「同じ。）」と、「」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第183条第1項第1号から第4号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改める。

第188条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。）」に改め、同条後段中「第20条」を「第20条第1項」に、「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第201条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第152条」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項」に改める。

第213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第232条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第233条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第237条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「特定施設従業者」と読み替える」を「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第245条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項」に改め、「指定特定施設の従業者」と」の次に「、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第257条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第260条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発

生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第108条第1項及び第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項」に改め、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「中「以下同じ。）」及び「種目」の次に「等」を加え、「第20条」を「第20条第1項」に、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第265条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）」、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「第108条第1項及び第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項」に改め、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「中「以下同じ。）」及び「種目」の次に「等」を加え、「第20条」を「第20条第1項」に、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第276条前段中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第108条第1項及び第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項」に改め、同条後段中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「中「以下同じ。）」及び「種目」の次に「等」を加え、「第33条」を「第33条第1項」に、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相

談員」と、同条第2項」に改める。

第277条を第279条とし、第14章中同条の前に次の2条を加える。

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第278条 この条例の規定により開催する委員会又はリハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該リハビリテーション会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「第205条」を「第205条—第207条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号の」に改め、同項第1号中「をいう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「指定居宅サービス等基準」を「指定居宅サービス等基準条例」に改め、「をいう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号本文中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を

削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号本文中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条前段中「第34条」を「第33条の2」に、「第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「第34条及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第

2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第60条の17第1項中「6月」を「6か月」に改める。

第60条の20前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第32条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第60条の20の3前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条に」を「第35条第1項に」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第60条の13第3項」を「、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の34各号列記以外の部分中「ごとに」を「ごとに、」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の38前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に、「6月」を「6か月」に、「12月」を「12か月」に改める。

第65条第1項中「又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を、「とする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第83条第6項の表中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第87条第5項中「指定地域密着型介護予防サービス基準」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加え、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第111条第1項中「指定地域密着型介護予防サービス基準」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改め、「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定

認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項本文中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条本文中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必

要な措置を講じなければならない。

第129条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加え、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加え、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第153条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養

士を置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第153条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第165条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第171条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第171条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第173条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第177条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第179条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第182条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第193条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第204条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第205条を第207条とし、第10章中同条の前に次の2条を加える。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第206条 この条例の規定により開催する委員会又は介護・医療推進会議、運営推進会議若しくはサービス担当者会議(以下この条において「介護・医療推進会議等」という。)は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。こ

の場合において、当該介護・医療推進会議等に利用者若しくは入所者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

（前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を「第4章 第5

章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
章 雑則（第34条・第35条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等

を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる

ことにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第35条 この条例の規定により開催するサービス担当者会議又は委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」と

いう。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該サービス担当者会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第56条―第58条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第10項中「指定地域密着型サービス基準条例」を「前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号)」に改める。

第22条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准

看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条前段中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第56条を第58条とし、第6章中同条の前に次の2条を加える。

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条第1項(第55条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第55条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第57条 この条例の規定により開催する委員会又はサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該サービス担当者会議に入所者又はその家族(以下この条において「入所者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

(前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第44号)の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第55条―第57条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第1

18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第6項並びに第7項各号列記以外の部分及び第1号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を

策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条前段中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第57条とし、第6章中同条の前に次の2条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第56条 この条例の規定により開催する委員会又はサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該サービス担当者会議に入所者又はその家族（以下この条において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

（前橋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 前橋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第40条—第42条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第4条第6項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第18条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^く口腔衛生の管理）

第18条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第26条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第27条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第27条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第30条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条を第42条とし、第5章中同条の前に次の2条を加える。

(電磁的記録等)

第40条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条第1項及び第12条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第41条 この条例の規定により開催する委員会又はサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該サービス担当者会議に入院患者又はその家族（以下この条において「入院患者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。

(前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年前橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第46条―第54条)」を「第3節
第6章 雑
運営に関する基準(第46条―第54条)
則(第55条・第56条)」に改める。

第2条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔^{くわう}衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条各号列記以外の部分中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格

を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底

を図ること。

- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条前段中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定

され、又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（テレビ電話装置等の活用）

第56条 この条例の規定により開催する委員会又はサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該サービス担当者会議に入所者又はその家族（以下この条において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

附則第2条、第3条本文及び第4条本文中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

第6条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

（前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第267条」を「第267条—第269条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、

必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条前段中「、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条」を「並びに第55条の8第5項及び第6項」に改め、同条後段中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第51条の13」を「第51条の13第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条前段中「第55条の2」を「第55条の2の2」に改め、同条後段中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第55条の3」を「第55条の3第2項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条前段中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に改め、同条後段中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第55条の3」を「第55条の3第2項」に改め、「「設備及び備品等」」の次に「と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条前段中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に改め、同条後段中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第55条の3」を「第55条の3第2項」に改め、「「設備及び備品等」」の次に「と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」」を加える。

第96条第2項各号列記以外の部分中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、

同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第121条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第124条前段中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、同条後段中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第130条第1項第1号から第5号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

第130条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときには、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第133条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第143条前段中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、同条後段中「第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」に、「第121条の2第3項」を「第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第154条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)ただし書を削る。

第157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第165条の3前段中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11」の次に「まで（第55条の9第2項を除く。）」を加え、同条後段中「第55条の4」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第55条の4第1項に改め、「第139条」と、「」の次に「同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「」という。））」を削り、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び第138条」を「、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号」に改める。

第167条第1項第1号から第4号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改める。

第172条前段中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の11まで（第55条の8第5項及び第6項並びに第55条の9第2項を除く。））」に改め、同条後段中「第51条の13」を「第51条の13第1項」に、「第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」に、「第121条の2第3項」を「第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第179条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第182条前段中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。））」を加え、同条後段中「第55条の4」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項」に、「「介護予防訪

問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項を「第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号」に、「第134条」を「第134条第1項」に改める。

第194条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第195条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第195条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第213条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条前段中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、同条後段中「及び第55条の4」を「、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」に、「同条」を「同項」に改め、「第

213条」の次に「と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」を加える。

第232条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条前段中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を、「第208条」の次に「、第210条」を加え、同条後段中「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「受託介護予防サービス事業所」の次に「と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」を加える。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第247条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条前段中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、同条後段中「第51条の2」を「第51条の2第1項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「第51条の13」を「第51条の13第1項」に改め、「サービス利用」の次に「と、同

条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加える。

第254条前段中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の11まで（第55条の8第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、同条後段中「第51条の2」を「第51条の2第1項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「第51条の13」を「第51条の13第1項」に改め、「利用」の次に「と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」を加える。

第263条前段中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、同条後段中「第51条の2」を「第51条の2第1項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「」を加える。

第267条を第269条とし、第14章中同条の前に次の2条を加える。

（電磁的記録等）

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）及び第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、

交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（テレビ電話装置等の活用）

第268条 この条例の規定により開催する委員会又はリハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該リハビリテーション会議に利用者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

（前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」を「第92条—第94条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「同条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を、「とする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びま

ん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「6月」を「6か月」に改める。

第45条第6項の表中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条前段中「第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条まで」を「第29条の2及び第32条から第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第72条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応

型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項本文中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条本文中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条（第5項）」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項）」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1

項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

第88条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価第92条を第94条とし、第5章中同条の前に次の2条を加える。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第93条 この条例の規定により開催する委員会又は運営推進会議若しくはサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該運営推進会議又はサービス担当者会議に利用者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
第6章 雑則（第36条・第37条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

- 第37条 この条例の規定により開催する委員会又はサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該サービス担当者会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第11条 前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第25条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第30条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条を第34条とし、第30条の次に次の3条を加える。

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな

い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第33条 この条例の規定により開催する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に、「第54条」を「第54条—第56条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)を次のように改める。

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とするこ

と。

第41条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第46条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に、「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第51条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)を次のように改める。

- (エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第54条を第56条とし、第6章中同条の前に次の2条を加える。

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報

が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(テレビ電話装置等の活用)

第55条 この条例の規定により開催する委員会又は運営推進会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、当該運営推進会議に入所者又はその家族(以下この条において「入所者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

(前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第23条第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条を第38条とし、第34条の次に次の3条を加える。

(虐待の防止)

第35条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（テレビ電話装置等の活用）

第37条 この条例の規定により開催する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

附則第2条中「第34条」を「第35条」に改める。

附則第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第10条中「第34条」を「第35条」に改め、「とあるのは」の次に「、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条中前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する

場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)

第3条第3項及び第41条の2(新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第4条第5項及び第30条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)

第4条第4項、第41条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)

及び第45条第3項、第5条の規定による改正後の前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)

第3条第4項、第40条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)

及び第44条第3項、第6条の規定による改正後の前橋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)

第3条第4項及び第37条の2、第7条の規定による改正後の前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)

第2条第4項、第40条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)

及び第44条第3項、第8条の規定による改正後の前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)

第3条第3項及び第55条の10の2(新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)、第9条の規定による改正後の前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防

サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正後の前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第11条の規定による改正後の前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第31条、第12条の規定による改正後の前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項、第35条（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。）及び附則第3条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（新地域密着型サービス基準条例第204条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第170条及び第188条、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第52条、新介護老人保健施設基準条例第

29条及び第51条、新介護療養型医療施設基準条例第26条、新介護医療院基準条例第29条及び第51条、新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（新介護予防サービス等基準条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条（新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条、新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第8条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）及び第35条（新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。）並びに新軽費老人ホーム基準条例第8条（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第33条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第30条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第27条の2、新介護医療院基準条

例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム基準条例第25条の2（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第33条第3項（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新居宅サービス等基準条例第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用

する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第55条の3第3項（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。）、第122条第2項（新介護予防サービス等基準条例第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第140条の2第2項（新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。）及び第246条第6項（新介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第57条の2第3項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。）、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項（新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第204条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条第3項及び第53条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第27条第3項、新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新介護予防サービス等基準条例第55条の2第3項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第121条の2第3項（新介護予防サービス等基準条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。）、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新特別養護老人ホーム基準条例

第25条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）及び第41条第4項（新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。）並びに新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 この条例の施行の日以後、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第46条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号ア(イ)、新地域密着型サービス基準条例第182条第1項第1号ア(イ)、新介護予防サービス等基準条例第154条第6項第1号ア(イ)並びに新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号
	第53条第2項	第179条第2項
新地域密着型サービス基準条例第182条第1項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新地域密着型サービス基準条例第153条第1項第3号ア
	第53条第2項	第189条第2項
新介護予防サービス等基準条例第154条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新介護予防サービス等基準条例第130条第1項第3号
	第53条第2項	第158条第2項
新特別養護老人ホーム基準条例	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準	新特別養護老人ホーム基準条

第36条第4項 第1号ア(イ)及 び第51条第4 項第1号ア(イ)	条例第5条第1項第3号ア 第53条第2項	例第12条第1項第4号ア 第41条第2項(第53条に おいて準用する場合を含 む。)
--	-------------------------	---

- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第171条第6項第1号ア(ウ)（ただし書に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第182条第1項第1号ア(ウ) b、第4条の規定による改正前の前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第1項第1号ア(ウ) b、第8条の規定による改正前の前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第154条第6項第1号ア(ウ)（ただし書に係る部分に限る。）並びに第12条の規定による改正前の前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第4項第1号ア(エ) b及び第51条第4項第1号ア(エ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条の2（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第18条の2及び新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条の3（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老

人保健施設基準条例第20条の3（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第18条の3及び新介護医療院基準条例第20条の3（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 1 1 この条例の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第177条第1項（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第41条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第40条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第37条第1項、新介護医療院基準条例第40条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第30条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第32条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム基準条例第34条第1項（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 1 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第173条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第33条第2項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第33条第2項第3号（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第30条第2項第3号、新介護医療院基準条例第33条第2項第3号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第25条第2項第3号、新特別養護老人ホーム基準条例第27条第2項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム基準条例第27条第2項第3号（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。）の

規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。